

**<行動援護におけるヘルパーの要件>**

- 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に 1 年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に 2 年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

**<行動援護におけるサービス提供責任者の要件>**

- 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に 3 年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に 5 年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

（出典：厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成 29 年 3 月 8 日））